

紹介手数料の返還金制度・違約金規約

株式会社シーガルコーポレーション
広島営業所

*返戻金制度に関する事項

採用決定者が入社後、自己都合により6ヶ月以内に退社した場合、次の通り紹介手数料を採用決定者の退社日の翌月最終営業日に返還するものとする。

- ・（１）入社後 1ヶ月以内に退社：紹介手数料の80%
- ・（２）入社後 3ヶ月以内に退社：紹介手数料の50%
- ・（３）入社後 6ヶ月以内に退社：紹介手数料の30%

但し、採用決定者に対する待遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることによる起因する退社の場合はこの限りではない。

*違約金に関する事項

弊社は違約金に関する規約を設けており、以下の場合は違約金をお支払いいただきます。

- ・（１）弊社が求職者を紹介した後に別ルートより当該求職者を採用入社させた場合：本来お支払いいただく成功報酬＋成功報酬の2倍に相当する額
- ・（２）弊社が求職者を紹介後2年以内に弊社への通知なく直接採用入社させた場合：本来お支払いいただく成功報酬＋成功報酬の2倍に相当する額
- ・（３）弊社が紹介した求職者を弊社の合意なく直接採用し入社させた場合：本来お支払いいただく成功報酬＋成功報酬の2倍に相当する額
- ・（４）求人者が内定後に求人者の都合により内定を取り消した場合：通常お支払いいただく報酬と同額